



薬粧連合 政策シンポジウム

日 時:2024年4月9日(火)15:00~17:30

会場:都市センターホテル

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

プログラム

テーマ: 創薬力強化と安定供給の確保に向けて 一 中間年改定の影響と課題 一

● 薬粧連合報告

中間年改定の廃止に関する要望

松野 泰士

医薬化粧品産業労働組合連合会 会長

●基調講演

武田 俊彦氏

内閣官房健康·医療戦略室政策参与

●講演

講演1 森 昌平氏

公益社団法人日本薬剤師会 副会長

講演2 荒川 隆治氏

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 副会長

講演3 石牟禮 武志氏 日本製薬団体連合会 保険薬価研究委員会 委員長

中間年改定の廃止に関する要望

シンポジウム本会において、薬粧連合松野会長より薬粧連合の政策要望について報告された。

医薬品産業の雇用や 賃金の現状

私たち医薬品産業の雇用環境は、非 常に厳しいものとなっている。厚生労働 省の「医薬品・医療機器産業実態調査」 によると、2000年には209,939人だっ た医薬品メーカーの従業員数は、2021 年には146,824人となっており、20年余 りで約30%も減少している。昨今、MR の減少が取りざたされているが、確かに 営業部門の人員は85,378人から 55,893人へと大きく減少しているもの の、製造部門においても60,640人が 41,833人へと減少し、研究部門におい ても38,334人から24,838人まで減少 している。産業においては、早期退職等 の合理化施策や事業譲渡、工場の閉 鎖・売却等の経営施策が絶え間なく行 われており、雇用環境の不安定さが深 刻な状況にある。部門・職種によらず減 少が続いていることは、事業環境の厳 しさを明確に示すものであり、現下の課 題である創薬力低下と安定供給問題と も関わりが深いと捉えている。

また、魅力ある産業として人材を獲得し、育成・活用していく上では賃金も大切な要素となるが、昨今の賃上げの取り組みに関しても他産業に後れを取る状況となっている。薬粧連合加盟組織の昨年度の賃上げ実績においては、物価上昇分を上回る賃上げを達成できた労働組合は加盟25組織の中で2組織だけであり、実賃賃金が上昇した企業はほとんどなかった。また、今年度も政

労使が一体となって賃上げが継続し、連合においては5%超の賃上げ目標を掲げる中、現時点では目標を上回る33年ぶりの高水準で賃上げが進んでいる。残念ながら薬粧連合加盟組織の妥結水準としては、他業種・他産業の妥結水準には及ばない状況である。

エネルギー価格や原材料費の高騰、 円安などの影響により、医薬品の研究 開発コスト、製造コストが増加している 中、それらを薬価に反映して価格転嫁す ることはできない。そればかりか、2016 年12月の薬価制度の抜本改革で示され た方向性に沿って毎年の薬価改定が行 われ、これまで以上のスピードで薬価が 下がり続けており、企業経営を圧迫して いる。日本政府は医薬品産業を含む経 済界に対して、「物価高を上回る所得増」 を求めているが、政府からの賃上げ要請 と薬価抑制の政策には矛盾が生じてお り、このままでは政府の求める賃上げ に応えていくことは困難である。

中間年改定廃止の要望

製薬産業を取り巻く事業環境は近年 大きく変化している。グローバル競争が 激化し、モダリティや創薬プレイヤーの 多様化が進む中、人材不足や研究開発 費の高騰も生じており、更には品質への 要求も高まっている。このように経営予 見性と安定性が揺らぐ状況の中で、昨 今の物価上昇は企業にとって大きな重 荷となっており、そのような中での毎年 の薬価改定は、経営の予見性、安定性を



松野 泰士 医薬化粧品産業労働組合連合会会長

更に揺るがせ、研究開発投資、設備投資、人材投資の余力を低下させることとなっている。このことは、ドラッグラグ・ドラッグロス、創薬力の低下、安定供給の危機といった問題を長引かせ、ひいては国民の生命・健康への悪影響、医療の質の低下をもたらすものと考える。

令和6年度の薬価制度改革において は、革新的新薬のイノベーションの適 切な評価を推進するための見直しや、 医療上必要性の高い品目の安定供給 確保を実現するための薬価上の措置な ど、課題解決に向けた対応が行われ、 このことは産業で働く者として大変前 向きに捉えている。しかしながら、現下 の問題が長引く大きな要因となってい る毎年の薬価改定については、未だ大 きな検討課題として存在している。こ れまで、社会保障費抑制の財源として 薬価の引き下げ分が充当されてきた経 緯があるが、既に市場実勢価格との乖 離率も6%まで縮小しており、社会保 障費抑制の財源とすることにも限界が ある。社会保障費については、むしろ経 済成長を梃子として、相対的に社会保 障費負担が軽減する状況を目指すべき と考える。

以上から、社会に求められる質の高い医薬品を安定的に届けていく為にも、中間年改定を廃止することを求めると共に、デフレ経済から持続的・安定的に物価が上昇する経済への転換の下、デフレ下では機能していた薬価改定ルールを、新しい社会・経済に合致したものへと抜本的に見直していくことを求める。

薬価制度改革の動きと 創薬力強化に向けた 取り組みの状況

薬価制度改革について

令和6年度の薬価制度改革は、安定 供給とドラッグラグ・ロス問題に対応し た近年稀に見る本格的な制度改革で あった。同時にメーカー、品目ごとにみ るとメリハリの効いた薬価改定にも なっている。産業構造自体についての 議論も並行して動いていることも背景 にある。薬価差は過去最低であり、ここ までくると今後マクロレベルでこれ以 上薬価差を縮めるというのは非常に困 難だ。どこに薬価差があるかという議 論が必要だろう。一方、医薬品に関する 制度改革という観点では、単純な薬価 の引下げが限界ならば、医療保険財政 とのバランス調整をどう図るか。具体的 には長期収載品の自己負担、OTC薬の 推進、民間保険の活用というところが 話題として出ており、今後の動向として 注目される。

今回の薬価制度改革で着目した点を以下に挙げる。

- ・診療報酬はトータルで+0.88%であったが、診療報酬改定の中に生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料の再編等の効率化・適正化(▲0.25%)があり、薬剤費以外の財源が充てられている。
- ・薬価については▲0.97%ではあったが、 イノベーションの更なる評価等としての 革新的新薬の薬価維持、有用性系評価 の充実等への対応や、急激な原材料費 の高騰、後発医薬品等の安定的な供給 確保への対応として不採算品再算定に

係る特例的な対応が含まれた。これらに併せてイノベーションの更なる評価を行うため、長期収載品の保険給付のあり方の見直しを行うということが大臣 折衝事項となっていることは、薬価の議論は財源論が伴うということの表れであり、注目すべきである。

・ 今回、必要な薬が届かなくなり、医療現場に不具合が生じ、中医協で必要な対応が取られたという背景から、製薬業界に対して安定供給、ドラッグラグ・ロスの対応等に関する検証についての宿題が課せられたということは、状況認識として押さえておかなければならない。

令和5年薬価調査結果では、平均乖 離率は6.0%と過去最低水準であり、 市場実勢価格に基づき薬価を見直し、 引き下げることはほぼ限界になってい るという認識である。また、後発医薬品 の数量割合は80.2%と80%目標が達 成された。後発医薬品への置換えによ る医療費適正効果額(年間推計)は 16.113億円であり、そのうちバイオシミ ラーへの置換による適正効果額は911 億円と桁が二つ違うということが示さ れている。ここから先の財源として政 策議論の焦点になる可能性がある。仮 にバイオシミラーを伸ばす政策を立て るのであれば、国内で安定的にバイオ シミラーを作る為の産業構造の話が出 てくることになる。

また、令和5年薬価調査結果でもう一つ注目したのが、分野別割合である。 後発医薬品なしの先発医薬品の品目



武田 俊彦氏

内閣官房 健康・医療戦略室 政策参与 ポストン コンサルティング グループ(BCG) シニア・アドバイザー 岩手医科大学 医学部 客員教授

数は2,414、薬価ベース割合が65.3%で乖離率は4.2%であった。つまり、基本的に後発医薬品との競争はなく、先発医薬品同士の競争のみという想定で、その平均乖離率が4.2%にまで縮まっているということである。薬価差については掘り下げた議論があってしかるべきではないかと思う。

今回の薬価制度改革では、イノベー ションの評価について様々な改善が行 われている。興味深いのは単群試験に ついての評価である。単群試験は比較 対象試験ではないことから承認審査に 使われず、使われないデータはPMDA で評価されず審査報告書に載らない、 というのが今の基本的ルール。従って薬 価算定に寄与しないことからメーカーと してデータを取らないという状況があっ た。今回の薬価制度改革では、様々な条 件がついているものの、メーカーに対し ては承認審査に向けて一本の試験だけ ではなく様々なデータの取得へと向か わせるメッセージが、また、PMDAに対 しては単群試験データについても評価 すべきというメッセージだと思われる。 加えて、根底にはモダリティの変化でこ れまでのような比較対象試験という二 重盲験だけが通用するような新薬開発 ではなくなっているということもあると 思われる。また、「有用性系加算等の定 量化のための評価項目」の中では、「患 者QOLの向上など、臨床試験での重要 な副次的評価項目において既存の治療 方法に比べた改善が示される」というこ とが明記されたが、まさに副次的評価

項目であっても薬価制度側から評価する可能性があるとの明確なメッセージである。PMDAがこれらを最終的に評価する場合には、PMDAの人員体制の強化も検討する必要がある。ポイント制になっているが、それで足りないということであれば費用対効果評価をやっていくべきではないかという大きなテーマにつながっていく問題だ。今回の制度改革で十分なのかについては、引き続きの議論が必要と考える。

後発品の安定供給については、必要性の高い医薬品の薬価を一定数以上維持することは、安定供給のために重要であって、流通過程で極端な値引きにつながる独特な商慣行を医療機関や薬局、卸は改めるべきであると考えている。

創薬力強化について

創薬力強化に向けては、骨太の方針 2023の中で、政府全体の司令塔機能 の下で総合的な戦略を作成することが 記載され、内閣官房健康・医療戦略室 の体制強化と共に、「創薬力の向上によ り国民に最新の医薬品を迅速に届ける ための構想会議」が設置された。春か ら夏頃を目途に中間取り纏めを行う予 定である。

ライフサイエンス分野のエコシステムのランキング(Startup Genome, 2021. The global startup ecosystem report 2021-Life sciences edition)を見ると、一番がシリコンバレー、二番がボストン、三番がニューヨークで東京は25位という状況にある。これまで薬価制度の議論が盛んであったが、しっかりと創薬力に関して議論し、日本に何が足りないのかを考え必要なところに手を打たないと、もう日本は創薬のステージに立てないレベルまで来てい

るのではないか。

構想会議の中では、半導体産業と同 様に経済安全保障の観点からも、手遅 れにならないうちに医薬品産業も立て 直す必要があるということが意見され た。基礎研究から臨床試験、発売まで の製薬バリューチェーンの各段階で課 題があることが指摘されており、特に、 バイオに関するCDMOの海外依存、開 発拠点の集約化、ベンチャー企業の チャレンジなどに課題があると感じて いる。バイオ創薬の時代の新たな「死 の谷」に対する支援が必要ということも 指摘されており、バイオ創薬・製造を支 援するCRO・CDMOが国内にないこと や、ファンディングの問題、創薬の専門 家が不在かつ専門家による継続したハ ンズオン支援がない等の課題がある。 また、そもそも薬に頼らない、セルフケ アが日本では足りておらず、セルフケア および健康リテラシーを高めることが 必要との意見も出された。

創薬国家戦略の代表例としてイギリ スのThe Francis Crick Instituteや Cancer Research Horizonsがある が、フランスもアメリカも政府が国家戦 略を立てて投資をしており、自由に競 争すればいいと言っている場合ではな いと強く感じている。日本にはAMED があり、これまで一定の成果はあるが、 まだ足りていないところもある。例え ば、医師主導治験や研究者による臨床 開発は、橋渡し研究拠点・臨床研究中 核病院を中心として実施例が増加して いる、理論的なアプローチ等により試 験の成功率は高くなっているようだが、 支援が限られていることから、企業や ベンチャーキャピタルが望む臨床的エ ビデンスの提供は難しいことや、アカ デミアではグローバル開発は難しいこ となどの課題がある。研究力、ベン チャー育成、臨床試験(治験)体制整備の全てが医療の改善・進歩には不可欠であるが、これまで強化されてこなかったところに着目して改善を試みていくことが必要と考えている。AMEDの体制強化ということも考えられる。

臨床試験については、日本のシーズ を如何に開発するかにとどまらず、海外 で作られたものを国内で開発、臨床試 験を行うという視点も必要である。国 立がんセンターの高い臨床試験能力は 国際的な水準から全く遜色がないが、 そのような拠点ががんだけとなってい るのが日本の問題である。日本での開 発速度を上げるには海外との同時開 発を進める必要があるが、その為には 海外からの投資を呼び込む必要があ り、国際的なレベルでのデータ取得、国 際的なスピードでの臨床試験、国際標 準の英語資料での薬事申請、といった 問題への対応が求められる。また、臨 床試験の倫理審査委員会もより簡略 化、迅速化し、国際水準のスピードにつ いていく必要がある。

スタートアップについては、M&A等のエグジットからバッグキャストで何が必要かということを見ていかなければならない。大企業とスタートアップとの連携は合理的である。大企業に買収されるには、創薬によるプロフィットの明確化、すなわち薬価が十分に高く、予見可能性が高いということと、これまでの累積コストが低いことが重要である。この累積コストをどのように下げるかは、単価と時間の問題の為、いかに単価を抑えて早くやるかが勝負になる。先ほどの臨床試験改善の話にもつながってくる。

また、論文投稿の多い国は先進国を 中心に多くの国があるが、創薬の拠点 というのはボストンをはじめとした地 域に限られており、サイエンスが生まれる場所とスタートアップ生まれる場所は異なっている。スタートアップが現れる場所として日本は確立されていない。 戦略を立てて進めていく必要があるが、エコシステムの構築は長期戦であり、持続的に政策が実施される形を取らなければならない。構想会議の中では、これらの他に民間保険型高度医療、創薬人材の育成等についての議論もしている。

厚生労働省ではMEDISOという医 療系ベンチャー・トータルサポート事 業でベンチャー支援をしてきている。 その相談実績は増加している一方、相 談にとどまり事業を企業と一緒に進め ることはできない仕組みになっている が、実際に取締役を派遣し一緒に取り 組みを進めているベンチャーキャピタ ルもあり、参考にすべきである。創薬モ ダリティが多様化している中、モダリ ティの開発品数(保有企業国籍別、 2021年)の国内企業シェアを見ると、 モダリティによって2%~11%まで幅が あり、日本の強みは何か考えてターゲッ トを絞る必要があるが、それを国内の 研究者、アカデミアだけで決めるとい うのは難しいだろう。したがって、世界 の目、つまり人材をどう引き入れていく かも重要である。一方で、ボストンに拠 点を有する主な製薬企業の中で最も 従業員数が多いのは武田薬品工業で あり、日本企業に可能性がないわけで はないということも認識しなければい けない。また、米国のベンチャーキャピ タルは、「スタートアップ投資」を超え て、「スタートアップ設立」を主体とする モデルへ進化しており、アーリーステー ジの研究・事業リスクを極力低減する ための戦略を実践している。このよう な状況の中で、過去のアメリカのベン

チャー、ベンチャーファンドの真似をしても一周遅れになりかねない。モデルナの例がまさにそうであろう。日系ファーマの創薬生産性は全体的にグローバルファーマより低い水準になっていることや、グローバルファーマのM&Aは昔のような大型買収ではなく、基本的に大企業がベンチャーを買うことが主流になっていることも示されており、ベンチャーをいかに日本で育てるかが重要になっている。以上のような意見を可能な限り入れた形で構想会議の中間取りまとめをしていきたいと考えている。

その他: 日本の医療・保険制度等

最後に自由診療の話をしたい。日本 の医療は国民皆保険制度、民間医療機 関中心の医療制度、自由標榜制度、フ リーアクセス等の特徴があるが、無尽 蔵にお金があるわけではないため、フ リーアクセス下での患者自己負担強化、 診療報酬制度による機能評価(インセ ンティブ)、地方自治と計画行政、患者 選択のための情報提供等の様々な形 のマネージメントが導入されてきた。医 療・薬へのアクセス確保は引き続き最 優先であるが、患者選択という視点を 入れていかないと、高度な医療を今後 とも継続的に提供することはできな い。国が豊かになると医療費が上がる というデータがあるが、医療に対する ニーズが所得に応じて伸び、そのニーズ が多様化すると、自らの健康への投資 も増えてくると考えられる。また、「保健 医療2035 | で示されているように、イン プット中心から患者の価値中心、行政 による規制から当事者による規律、量 から質、といった保健医療のパラダイ

ムシフトが生じるとすると、医薬品も同 様の視点で考えざるを得ないのではな いか。オプジーボによる薬剤費が問題 となった際、最適使用推進ガイドライ ンが入り、使用制限、適正使用を考える こととなった。適正使用を考えると、保 険の範囲という議論が生じる。適応が 厳しく絞られていけば、ガイドラインや 承認上で一次治療であるか、第一選択 薬であるか、標準化学療法との差はど うか等の優位性、順番、そして保険対象 かどうかについての条件が厳しくなり、 結果的に医療保険の範囲から外れる ものが出てくる。そのような部分につい て民間保険でカバーするという可能性 はあり、これは基本的にエビデンスも あれば、医療上の必要性もあるところ ではないかと考えている。国立がんセ ンターのホームページで示されている ように、国内未承認・適応外の医薬品 は多くある。ニーズが多様化し、医療保 険が全てを適用対象にするのはますま す難しい状況に入っていくが、国民のア クセスと医療保険財政との調和を図っ ていくときに、民間保険というのは議論 の対象としてあってもいいことだと思 う。

創薬力強化について議論できるこの 機会に、関係省庁と良い協調体制がで きるよう今後も努めて参りたい。

(参考)

- ・「令和6年度薬価制度改革について」 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001238 906.pdf
- 創薬力の向上により国民に最新の医療を迅速に届けるため の構想会議(内閣官房健康・医療戦略室) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/souyakuryoku/ind ex.html
- ・ 保険医療2035

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/hokeniryou2035/future/

薬局を取り巻く状況と 中間年改定について



森 昌 半氏
公益社団法人日本薬剤師会 副会長
株式会社のみや薬局 代表取締役

医薬分業、薬剤師に関わる 主な歴史と薬局における 調剤業務の変化

1874年に医薬分業を明確に示した 最初の法律である「医制」が公布されてから150年が経ち、また1974年に処 方箋料が大幅に引き上がり、地域強制 医薬分業がスタートしてから50年が経 つ本年2024年は、薬剤師にとって大きな節目のある年である。医薬分業が始まった当時は、薬局に医療用医薬品の備蓄もなく、処方箋を受けつけることが可能か、備蓄をどのようにするかという議論があったような時代であった。それ以降、処方箋の受取率は年々伸びていき、令和元年度では74.9%(処方箋枚数:8.2億枚)となった。

薬局における調剤業務もかなり変化 している。第一世代の「調剤」「用法指 示」から第二世代以降、薬歴管理をし て服薬指導をするといった、いわゆる 情報調剤が進み、第四世代、第五世代 へと変化していった。第五世代の中で は後発医薬品の調剤や在宅調剤等の 大きな変更があり、処方箋に従って正 しく調剤をするというものから、患者さ んの意向を聞いて後発品に変更して調 剤をするというように変わった。そして 他職種と連携して調剤を行うことにな り、今は第六世代に入ってきていると 認識している。一元的・継続的な薬学 管理・指導、これらに関する医療DX活 用した質の高い服薬指導、長期投薬患 者への指導・管理、増えてきている多様 な施設への入居者、多様な施設にいる 高齢者に対する多施設・多職種施設で 連携したサービスの提供、これらに加え、今後は人口減少社会で医療リソースも減少していくため、地域単位での時間外調剤体制の構築も大きな課題の一つであると考えている。

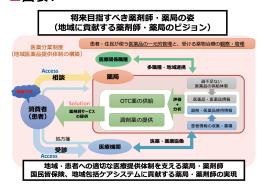
このような変化を経て、最近の薬局における疑義照会は応需処方箋のうち2.1%であり、このうち薬学的な疑義照会(用法の確認、残薬の調整、飲みやすさに関する照会等)は95.0%で、処方変更されたのは83.8%であった(令和5年度・全国薬局連携調査)。

将来目指すべき 薬局・薬剤師の姿と現状

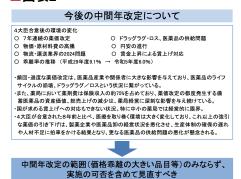
将来目指すべき薬局・薬剤師の姿 (地域に貢献する薬剤師の・薬局のビ ジョン)であるが、薬局の大きな特徴と して地域に必要な医薬品を備蓄、管理 (品質、情報)しており、患者の情報を収 集して蓄積しているということである。 これらの医薬品と患者の情報を評価、 分析して、全ての医薬品を地域に過不 足なく供給するということである(図表 1参照)。特に今、安定供給に支障があ る中で医薬品の備蓄・管理は、薬局の 大きな仕事の一つである。また医薬分 業というと医師による処方箋の発行、 薬剤師による調剤という概念できてい るが、本当の意味での医薬分業制度の 構築というと、薬剤師・薬局が地域住 民の必要とする医薬品等を「何時でも」 「何処でも」「誰にでも」「どんな医薬品 でも」適正な価格で過不足なく提供し、 国民が安全・安心に医薬品を使用でき る体制を作ることであると理解してい る。この姿を実現するため、日本薬剤師 会では医療計画と連動した地域医薬 品提供計画の策定を求めている。

近年、薬局数は年々増加して、令和3 年度は約6.2万件となっており、20店舗 以上(法人)の割合が増えている。また 処方箋応需医療機関数は、いわゆる門 前・マンツーマン型から進展し、地域に より差はあるものの、面対応が広がっ てきている(平均49施設、平成30年度 かかりつけ薬剤師・薬局機能調査・検 討事業(厚生労働省))。薬局における 後発医薬品の使用割合は、令和4年3 月で82.1%となっており、今後は金額と いう視点も踏まえながら後発品の使用 促進をしていくことも薬局・薬剤師の立 場でも必要であると考えている。薬局 における医薬品の備蓄品目数は、多く の医療機関から処方箋を受ける、先発 品と後発品を両方備蓄するようになっ たことなどの理由から増えてきている (地域支援体制加算なし:平均1.150品 目、地域支援体制加算あり:平均1.548 品目。令和4年度厚生労働省保険局医 療課委託調査 [薬局の機能にかかる実 態調査」)。今は供給不足から複数の メーカーの製品を備蓄する状況もあ る。投与日数が30日以上の場合も増え ており(令和4年度:43%。NDBでの調 剤レセプトからの試算)、その分を備蓄 する必要もある。さらに高額医薬品も 増えている。医療用(調剤用)医薬品の 備蓄総額(薬価ベース)は令和元年6月 において13,336,690円(前年比 +11.5%)であり、年間の廃棄総額(薬 価ベース)は令和元年において 519.936円(前年比+14.5%)であった

■図表1



■図表2



(平成30年度、令和元年度調剤報酬改定に伴う影響調査、日本薬剤師会)。

薬局における物価高騰・賃上げに関する緊急調査(調査期間:2023年4月14日~4月28日、対象:日本薬剤師会・医療保険委員会関係者)の集計結果では、物価高騰(消耗品、電気代、ガソリン代等)により多くの薬局が負担感を感じている。また、同調査においてベースアップに対応できたと回答があったのは約2割しかなく、ベースアップできない理由は物価高騰、賃金上昇による薬局経営への影響が最も多かった。

保険薬局の収益(収入)の9割超を 占める保険調剤収益は、全体平均で+ 2%程度の伸びとなっている。一方、費 用(支出)は、給与費が+2.6%、医薬品 等費が+2.7%と増加、特に水道光熱費 は収益の伸び率を大きく上回る+20% 以上の増加となっており、保険薬局の 損益を圧迫している。また、法人立の最 頻階級(2割弱の保険薬局が該当)で は、保険調剤収益の減少や給与費・水 道光熱費の増加の影響により、令和4 年の損益差額(税引前)はわずかにプラ スであるものの(1.5%、年額177万 円)、全体平均と比べて非常に悪化して いる(対前年比▲0.8ポイント、金額規 模として▲36.3%)。店舗数別で見る と、「1店舗」と「2~5店舗」の保険薬 局では、それ以外(6店舗以上)の保険 薬局の損益状況(+6~7%)と比べて 損益差額の規模は+2%程度と非常に 小さく、特に厳しい経営状況にある。

このような経営環境の中、現在の医薬品の供給問題の影響については約99%(283薬局/286薬局)の薬局において追加業務負担ありとの回答があり、その負担は在庫管理に関する対応、発注・納品に関する対応、患者への説明、医師への対応等から各薬局1日平均として98.1分(283薬局)となっている(日本薬剤師会 医薬品の供給状況に関する緊急アンケート、実施期間:令和4年12月2日~7日、回答数:286薬局)。

中間年改定の薬局の影響

薬局における調剤報酬の約74%は 薬剤費が占めており、薬価改定は保険 薬局の維持・運営等への影響は大き い。また、薬価改定は在庫医薬品の資 産価値の減少のみならず、総売上の減 少にもつながり資金繰りへも大きな影 響を及ぼす。医療用医薬品の納入別 の金額割合として約52%が薬局であ り、令和5年度の中間年改定における 薬価引き下げ、約4,900億円のうち、約 2,548円(約52%)は薬局への影響と なっている。

中間年改定と薬局との関連から生じる一つの大きな影響は、患者・国民への安定した医薬品提供への影響である。薬価が下がる4月を前に在庫が少なくなるように調整せざるを得ない。2年に一度の改定であった頃は何とか耐えていたが、さすがに毎年の改

定となると耐えきれない。薬局業務と しては改定前にタイトに在庫管理等を 行うため、在庫管理、発注・検収業務、 返品対応、価格交渉等の業務負荷があ る。また、抱えている医薬品の資産価 値減少、購入時より低い価格での請 求、売上減少と資金繰り悪化、改定に 対応するためのシステム改修費用等に より収益が減少し、薬局経営が悪化す る。流通改善に関しても、毎年の薬価 改定で経営環境が苦しくなる中で慎 重な姿勢にならざるを得ず、価格交渉 の長期化、頻度増加、未妥結の増加が 生じ、最終的には適切な市場実勢価格 の把握に関しても影響が出るのではな いかと思っている。

4大臣合意後、7年連続の薬価改定 があり、ドラッグラグ・ロス、医薬品の 供給問題、物価高騰等の他、乖離率も 縮小し、環境は大きく変わっている。こ のような状況の中で強引に薬価を引き 下げることは、サプライチェーン全体に 影響が生じ、更なる医薬品の供給問題 への影響も懸念されるため、中間年改 定の範囲のみならず、実施の可否を含 めて見直すべきである。コスト(薬価) を下げ、国民負担を下げることは国民 皆保険の持続性を高めるかもしれな いが、一方で医療の質、医薬品アクセ ス、更には昨今の賃上げという課題に しっかりと対応していくために、中間年 改定をどのようにするのかについては 今、考えるべき問題である。

医薬品卸から見た 中間年改定の影響と課題



荒川 隆治氏

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 副会長 アルフレッサホールディングス株式会社 代表取締役社長

中間年改定の流通現場に及ぼす影響

日本医薬品卸売業連合会(卸連)では、これまで2回実施された中間年改定により、医薬品の持続的な安定供給の構造が非常に弱体化しているということに大きな危機意識を持っている。

流通現場に及ぼす影響として、中間 年改定の導入以来、流通現場での医薬品卸の作業量は大幅に増加しており、現場負担は通常改定時とほぼ変わらない状況になっている。

中間年改定の及ぼす影響についての卸連構成員企業を対象としたアンケート(調査依頼先:卸連構成員45社、調査期間:2024年3月14日~29日)では、中間年改定が及ぼす様々な影響が浮き彫りとなっている。業務負担についての設問に対しては、「大幅に増加した」が84%、「増加した」が14%となっており、大きな負担になっている。薬価調査の業務への影響については、「大幅に増加した」が28%、「増加した」が44%と、合計7割以上で業務負担が増えているという印象を持たれている。価格交渉の頻度については、「大

幅に増加した」(63%)と「増加した」 (37%)での合計が100%であった。また、商品マスターの情報更新等の作業 負担については、「大幅に増加した」が 72%、「増加した」が23%であった。

安定供給に及ぼす影響

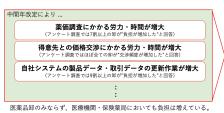
薬価の下落スピードを加速させる中 間年改定は、安定供給のリスク要因と なっている。特に、終息の見通せない限 定出荷品の需給調整は、医薬品卸の現 場を疲弊させ、安定供給の基盤を脆弱 なものにしている。中間年改定は薬価 の下落スピードを加速させるため、企 業の採算性の悪化に直結している。こ のことは、創薬という観点からはドラッ グラグ・ロスが生じる理由の遠因にも なり得ると考えられる。また、安定供給 の観点からは、限定出荷の理由の一つ にもなっているのではないか。医薬品 卸の視点で見た場合、限定出荷品の需 給調整に奔走せざるを得ない状況か ら脱出できなくなっているのが現状で ある。残念ながら、限定出荷品の需給 調整は依然として解消する見込みがな い。こうした先の見えない需給調整業 務は医薬品卸の現場当事者にとって 心身両面で大きな負担になっている。

さらに医療用医薬品の限定出荷に ついて見てみると、薬価20円未満の低 薬価品に集中している。2023年6月の 調査(出典:日本製薬団体連合会、エン サイス株式会社)では、医薬品卸が出 荷調整を担う限定出荷品の流通数量 の割合は20.7%であり、そのうち薬価 20円未満が86.2%を占めていた。昨 今の需給調整については、一部の製薬 メーカーのGMP違反がトリガーになっ たかもしれないが、低薬価がもたらす 採算性の問題、またそれを加速させる 中間年改定の実施などの様々な問題 が複合的に絡み合って今日に至ってい ると認識している。厚生労働省におけ る様々な会議体で、限定出荷の解消に 向けた検討、あるいは後発品企業の産 業構造のあり方等も検討されており、 また3月に改訂された流通ガイドライ ンにおいても安定供給確保の観点か ら、不採算品再算定品を含む単品単価 交渉とすべき別枠品が定められた。医 薬品卸としては、ガイドラインの趣旨に 沿った取り組みを進めるとともに、需 給調整により医療現場、ひいては国民

■図表1

流通現場に及ぼす影響

中間年改定により、流通現場での医薬品卸の作業量は大幅に増加しており、現場負担 は通常改定時とほぼ変わらない状況となっている。





■図表2

安定供給に及ぼす影響(1)

薬価の下落スピードを加速させる中間年改定は、安定供給のリスク要因となっている。 特に、終息の見通せない限定出荷品の需給調整は、医薬品卸の現場を疲弊させ、安定 供給の基盤を脆弱なものにしている。

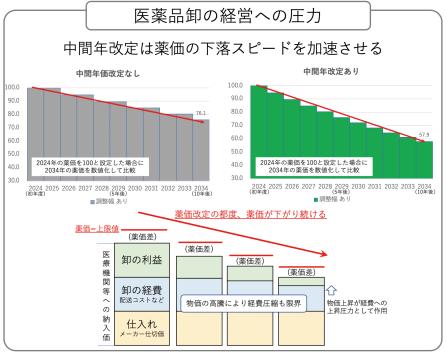


の医療に支障をきたすことのないよう に努めていく。こうした努力は当然のこ ととしても制度の観点では、低薬価品 の不採算の問題や限定出荷の問題等、 中間年改定との関係を再検証する必 要があると考えている。

中間年改定の是非に関する 議論におけるポイント

インフレ基調の下での薬価下落の加 速は、医薬品卸の経営をこれまで以上 に困難なものにしている。安定供給体 制を持続するためには、医薬品卸のみ ならず、サプライチェーン全体として企 業の採算性を踏まえた検討をすること が不可欠である。まず考慮すべきポイ ントの一つは経済情勢の変化である。 中間年改定が議論された2016年の四 大臣合意の時は押しなべて日本経済 はデフレ基調であった。ご承知の通 り、昨今はインフレ基調へと大きく変 化している。ウクライナ情勢等による エネルギー価格上昇等をはじめとした 物価高騰、政府による賃上げ要請、ま た物流の2024年問題等の人手不足が 顕在化する中で、医薬品業界は様々な 対応が求められている。このような経 済情勢の中にあって、唯一薬価だけが 引き下げられる構造は限界にきている と言わざるを得ない。このことは医薬 品卸の経営への圧力にもなっている。 試算では、中間年改定の実施は薬価の 下落スピードを加速することが示され ており、中間年改定がなかった場合と 比較すると大きく影響している。シミュ レーションのモデルとしては、2024年 の薬価を100とし、過去5年の平均乖 離率である7.32%に調整幅2%を加え て、通常の薬価改定と中間年の改定を 行った場合の推移を算出した。通常の 薬価改定により、10年後の薬価は76.1 となるが、中間年改定をする場合には その値は57.9であり、その差は18.2ポ

■図表3



前 提: ・乖離率 = 7.32% (過去5年の平均) ・調整幅 = 2.0%

イントと大きく広がる。また、医薬品卸は薬価という上限価格がある中でお得意様との価格交渉を行うが、薬価が段階的に下がる環境の下での価格形成においては十分な価格転嫁をもって卸の利益や経費を確保し得る範囲が徐々に縮小する構図になっている。

中間年改定による価格交渉については医薬品卸だけでなく、相手先の医療機関、調剤薬局から見ても関連して実際のであり、業界全体として考えていく必要がある。加えて、需給調整について医薬品卸のの時間を取って医薬品卸のでは毎日、毎朝多くの時間を取ってきくなっている中で、この3年間で若いもの離職率も上がっている状況もある。自助努力として働き方改革、心理的安全性の高い職場づくり等を進めることも必要だが、併せて薬価制度等、仕組みとして改善するべきところは改善していく必要があると考える。

最後のまとめとして、中間年改定は 流通現場の負担を増大させるととも に、医療用医薬品の安定供給のリスク 要因となり、医薬品業界のサスティナブルな発展の阻害要因となっている。また、限定出荷の早期解消を含め、持続的な安定供給体制を議論する上では、流通関係者の採算性を十分に踏まえた検討が不可欠である。これらのことから、"いかなる時でも必要な医薬品が患者のもとに届く"という環境を維持するためには、中間年改定の抜本的な見直しが必要である。

医薬品卸としては、医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉の推進にこれからも努めていく。いついかなる時も必要な医薬品を届けることを使命としている医薬品卸は、引き続き自らの努力を持って医薬品の存である。規模の大小による交渉力の差ということも重めが、医薬品の価値に見合うが、医薬品の価値に見合うが、医薬品の価値に見合うが、医薬品の価値に見合うを重要であり、また売値の過度な偏りも避けるべきであると考えている。地域差として配送費、流通拠点、営業拠点、細かいところでは駐車場代の経費等を含めて精査していく必要がある。

講演 03

メーカーから見た 中間年改定の影響と課題



石牟禮 武志氏

日本製薬団体連合会 保険薬価研究委員会委員長 塩野義製薬株式会社 渉外部 専任部長

医薬品産業の現状

はじめに日本の医薬品産業の現状 について簡単にポイントを振り返る。医 療用医薬品の販売額推移(地域・国別) では、世界全体としての販売額は伸び ているものの、日本は伸びておらず、中 国との差も開いてきている。そのような 状況ではあるが、医療用医薬品世界売 上上位100品目のうち日本で創出され た製品数は、世界全体の約1割程度で 推移している。一方で新しいモダリ ティ、バイオ医薬品の開発が増えてい る中で日本の創薬力の相対的な位置 づけは低くなってきているということは あると思うが、世界に数少ない創薬が できる国・産業としてまだ頑張れるとい う期待はあると思っている。主要製造 業の日本国内納税額の推移において、 医薬品産業は最近でも納税額が上 がってきており、投資を還元でき得る 産業である。また、医薬品産業は製品 のやり取りというよりも技術の導出入、 知的財産によって収入を得ることがで きる産業でもある。輸入額超過が指摘 されることがあるが、技術導出入として プラスであり、更に増やしていける、こ のことによって国の経済に貢献できる

ことが一つの大切な見方であると考えている。日本で開発した知的財産を日本に置いておくことに対して、導入されたイノベーションボックス税制を効果的に運用していただきたいと思う。

令和6年度 薬価制度改革の概要

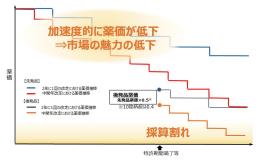
昨年の中央社会保険医療協議会(中 医協)での議論で業界は、日本の医薬 品市場が縮小してきている中での象徴 的な現象として国内未承認薬が増えて きている(ドラッグラグ・ロスの拡大) ことを取り上げ、イノベーションの評価 等の対応がなされる等の今回の制度 改革のベースとなったと捉えている。も ともと国内未承認薬はゼロというわけ ではなかったが、増加傾向があり、将 来的に必要な医薬品まで入ってこなく なるという危機感があった。その一つ の要因として世界市場の中で日本だけ がマイナス成長と予測されており、日本 の市場の魅力が低下していることが指 摘されてきた。この対策として、革新的 新薬の早期上市に向けては、海外で先 に開発する方がメリットがあるという 仕組みを変えること、海外では比較的

維持されている薬価が日本では維持さ れていない状況を変えることについて 提案してきた。加えて物価高騰の影響 を医薬品産業も受けており、継続して 原材料費等が上昇していることから、 不採算解消への対応についても主張し た。結果として、令和6年度薬価制度改 定においては骨太の方針2023に記載 された内容に基づく対応がなされたと 捉えている。この骨太の方針の前提と して、創薬力の強化育成に関するプロ ジェクトチーム(創薬PT)での議論や、 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた 総合対策に関する有識者検討会(有識 者検討会)での幅広い議論があったこ とがつながっており、また最終的な改 革事項の中にも入ったと認識している。

改革事項の中での主なポイントとして、これまで基本的に薬価を維持しないという仕組みから革新的新薬の特許期間中の薬価を維持する(新薬創出等加算の見直し)という大きな転換があり、その他に小児用医薬品の開発促進および革新的新薬の有用性評価等における改定時の加算充実等、薬価を維持、引き上げる改革が実施された。また、医薬品の安定供給確保の観点では、薬価を維持する基礎的医薬品の対

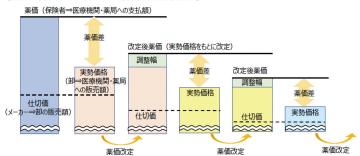
■図表1

【毎年の薬価改定による薬価推移のイメージ】



■図表2

【現行の薬価改定方式下における価格形成と薬価改定】



象拡大や、不採算品再算定の特例的な 適用による薬価引上げも実施された。 このような改革がなされた一方、我々に は薬価制度改革の検証等が求められ ており、ドラッグラグ・ロス解消等の医 薬品開発に対する影響については業界 団体において検証方法等を検討中で ある。スナップショットで結果を見せる だけではなく、継続的、客観的に確認 できる指標について短期的あるいは中 長期的に出せるものがないか検討して いるが、途中変更しなくてもよいように 慎重に検討させていただきたいと考え ている。実際の改定結果を見ると平均 乖離率6%から調整幅2%を差し引い た4%という市場実勢価の乖離状況で あること対して薬剤費ベースでは-4.67%の薬価改定があった。つまり実 勢価以上に切り込まれた部分があり、 会社によっては主力品目において市場 拡大再算定が適用され厳しい改定で あったことなどについては申し訳なく 思っており、このようなことも含めて検 証あるいは次の議論に進んでいかなけ ればならないと考えている。

中間年改定について

これまで中間年改定は2回実施され ている。2016年の四大臣合意、薬価制 度の抜本改革では価格乖離の大きな 品目について薬価改定を行うとあった が、結果的には7割近くの品目が対象 になった。その一方で様々な手当てが なされ、2021年度の新型コロナウイル ス対策として薬価の削減幅を0.8%分 緩和する措置が、前回の2023年度では イノベーションへの配慮および安定供 給問題への対応として新薬創出等加算 の増額や不採算品再算定における特 例的適用があった。一度薬価を下げ、そ れに対して手当をするという色々と手 間・コストがかかる面もあり、制度とし ての見直しが必要なのではないか。中

間年の薬価改定が決定された当時か ら現在を見ると、2018年度~2023年 度の6年連続の薬価改定による薬価下 落スピードの増加、安定供給確保が必 要な中での賃上げ、物流コスト増等へ の対応、物価高騰等の影響による特例 的な不採算品再算定の緊急避難的な 実施、平均乖離率の大幅な縮小(2020 年8.0%→2023年6.0%)等があり、大 きく状況が変わっている。中間年改定 はイノベーションの創出と安定供給確 保を阻害しかねないため、廃止を含め 抜本的に見直すべきである。中医協の 議論で業界は、現行市場実勢価格に基 づく薬価改定方式は必然的に薬価差 が発生するものであるため、薬価差そ のものが生じない仕組みを含めて薬価 改定のあり方について検討を進めてい くべきということを中長期的な課題と して上げていた。

具体的には、市場実勢価格に基づく 薬価改定というものに関して実際に何 をしているのかというところから考え ていく必要があると考えている。現行 の加重平均値を基準にした薬価改定 では、平均として薬価差が解消される が購入価格の低い取引における薬価 差は残る(図表3中B参照)。実としてそ れほど薬価差がないこの部分(図表3 中A参照)を薬価引下げに充てている と見ることができる。したがって、規模 の小さい薬局が多いと思われるが、平 均値よりも高い購入価格で取引してい る所は、薬価改定による在庫医薬品の 資産価値の低下が生じるなど、厳しい 方向に働く。

■図表3

薬価改定後も薬価差が残る構造

薬価改定により、平均でみると薬価差が解消 されるように見えるが、購入価格の低い取引き における薬価差は温存される

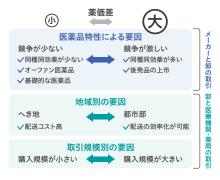
加重平均値を基準に薬価改定が行われるため、

- ●改定後薬価よりも高い納入価であった A の 部分の薬価差は解消される
- ●改定後薬価よりも低い納入価であった B の 部分の薬価差は解消されない

■図表4

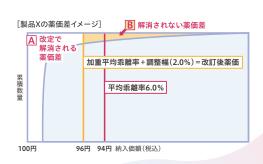
薬価差が生じる要因について

▶様々な要因によって生じる薬価差について関係 者が共通の認識を持つ必要がある。



※2022年9月22日 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた 総合対策に関する有識者検討会 資料1より抜粋

薬価差が生じる要因には、医薬品特 性による要因(メーカーと卸の取引に おける医薬品市場での競合等)の他 に、卸と医療機関・薬局取引における 地域別の要因(配送コスト等)、取引規 模による価格交渉の影響等、様々な要 因があると考えられる(図表4参照)。 従って、全体を薬価の改定という形で 対応するのではなく、薬価差が生じる 要因というところからきちんと議論を し、それらの要因に対して必要な対策 を診療報酬・調剤報酬による評価を含 めて対応する形になれば、国民、各ス テークホルダーの納得感が得られる 議論になるのではないか。2018年度の 抜本改革改定の際、改定を前提に薬価 差が生じる要因などの本質的な議論 がないままに進められてしまったと 思っている。時間がかかる議論である が、いったん立ち止まり、毎年改定とい うやり方が本当によかったのかどうか というところから議論できる場がある とよいと思っている。





発行 医薬化粧品産業労働組合連合会(薬粧連合)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-8-5 ライフサイエンスビル5 5F 501 TEL:03-6661-7617

Facebook



Instagram

